

令和8年度(令和7年分)

# 町県民税申告・所得税確定申告のお知らせ

期間 令和8年 2月16日(月) ~ 3月16日(月) 土・日・祝日を除く

時間 午前9時~午後4時 会場 小川町役場3階大会議室

※期間中は、税務課1階の窓口では申告の受付は行いません。

## 受付方法

午前8時40分から3階申告会場にて番号札を配布します。会場前にて順番にお待ちください。  
それ以降は、会場入口に置いてある番号札を順次お取りください。なお、事前配布は行いません。

## 日程表

2月 対象地区		3月 対象地区	
16日(月)	上横田・中爪・中爪グリーンヒル	2日(月)	腰一・腰二・腰中
17日(火)	下横田・奈良梨・能増・高見・西古里	3日(火)	青下二・青下田島・青下見田・青下畠ヶ中
18日(水)	前高谷・中高谷・高谷南・後伊	4日(水)	古寺・増尾・ダイアパレス・青上
19日(木)	深田・上勝呂・下勝呂・木呂子	5日(木)	飯田・池田・旭
20日(金)	原川・笠原・鞆負・木部	6日(金)	角山中・角山上・下里全区
24日(火)	腰上・みどりが丘一・二	9日(月)	下小川全区・ひばり台
25日(水)	みどりが丘三・四・五・県営みどりが丘団地	10日(火)	本一・本二・稻荷・神明・仲・ホーユウパレス
26日(木)	東小川1・2・3	11日(水)	大塚全区・コスモ小川町
27日(金)	東小川4・5・6	12日(木)	春日・緑・幸・栄・錦・松若・大関・相生
小川町役場で所得税の確定申告を受けられるのは この表の期日のみとなりますのでご注意ください。		13日(金)	指定日に来られなかった方
		16日(月)	指定日に来られなかった方

## 町県民税申告書は郵送・電子での提出にご協力ください

- 申告書発送日：令和8年2月2日(月)
- 発送対象者：前年に町県民税(住民税)申告書を提出された方。  
(収入なしの申告や所得証明書等を発行する際に申告された方も含みます。)
- 提出方法：郵送で受け付けます。同封の返信用封筒に切手を貼り送付してください。  
令和8年度から、マイナンバーカードを利用してeLTAXからの  
電子申告も受け付けています。詳細は右記の二次元コードを読みください。
- 提出先：〒355-0392 小川町大字大塚55 小川町役場 税務課 住民税担当
- 添付書類：収入、控除に関する書類は全て添付してください。控除証明書の確認ができない場合には、控除額に適用されませんのでご注意ください。なお、証明書・領収書の返却を希望される場合には、返却を希望する旨の書面及び切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 町県民税申告書を提出予定の方で、申告用紙を送付希望の方は住民税担当宛てにご連絡ください。

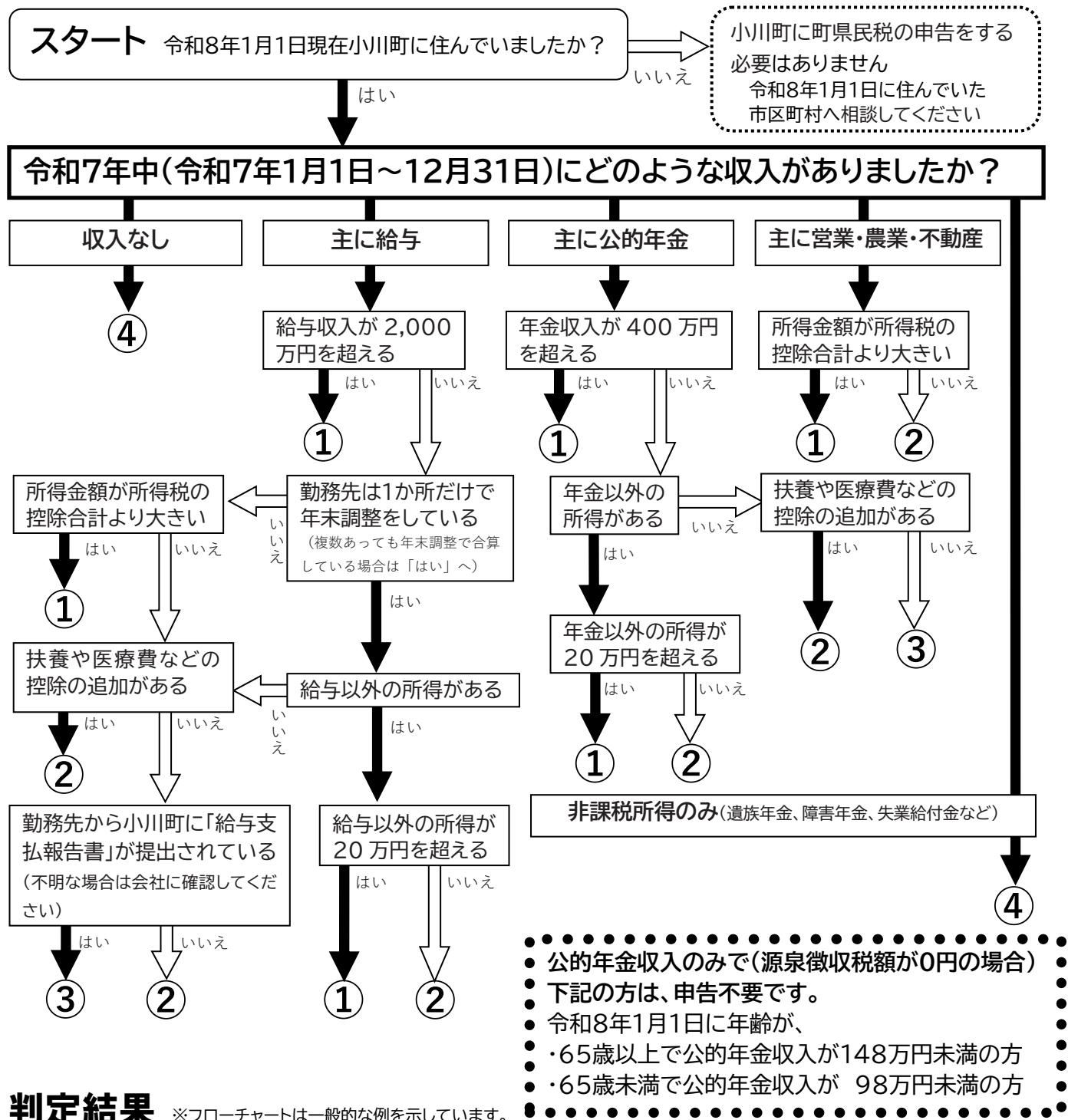


【小川町】  
町民税・県民税の申告について

作成済みの確定申告書は東松山税務署へ 〒355-8604 東松山市箭弓町1-8-14

## 申告が必要？ 確定申告・町県民税の申告

## フローチャート



## 判定結果

※フローチャートは一般的な例を示しています。

- 公的年金収入のみで(源泉徴収税額が0円の場合)
  - 下記の方は、申告不要です。
  - 令和8年1月1日に年齢が、
    - ・65歳以上で公的年金収入が148万円未満の方
    - ・65歳未満で公的年金収入が 98万円未満の方

① 所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、町県民税の申告は必要ありません
② 町県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です
③ 確定申告・町県民税の申告は必要ありません	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です
④ 町県民税の申告が必要な場合があります	<p><u>原則、申告は不要でも次のような方は町県民税の申告が必要です</u></p> <p>国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度加入者、児童手当受給世帯、保育所入所世帯、自立支援医療制度利用者、在宅重度心身障害者手当受給者、所得証明書等が必要な方</p>

④「収入なし」や④「非課税所得のみ」の方が町県民税の申告する場合には、町県民税申告書右下の備考欄に「収入なし」または「遺族年金のみ」などと記入してください。

## 医療費控除を申告される方への注意点

- 「医療費控除の明細書」の作成・添付 が必要です。※必ず作成してお越しください。
- 領収書の添付は不要ですが、税務署から記載内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。
  - 健康保険組合等が発行する医療費通知(医療費のお知らせ等)の原本を添付すると、明細書の記入を一部省略できます。その場合、医療費通知の返却はできないためご注意ください。
  - 必要な医師等が発行した証明書(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)も必要です。
  - 健康保険の高額療養費や、生命保険の入院援助金等で補填された金額がある場合は、支払医療費から補填された金額を差し引く必要があります。
  - 通常の医療費控除と、医療費控除の特例(セルフメイケーション税制)のどちらか一方を選択してください。
- ※医療費控除の詳細は、国税庁HP等でご確認ください。

## ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方への注意点

ふるさと納税ワンストップ特例制度申請後に、確定申告（住民税申告を含む）をする場合は、ふるさと納税の寄附金を併せて申告する必要があります。なお、6団体以上にワンストップ特例を申請した場合は、特例が適用されませんのでご注意ください。

## 上場株式等配当(譲渡)所得の申告をされる方への注意点

上場株式等配当（譲渡）所得を申告することで合計所得金額が増えるため、配偶者控除や扶養控除などの判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響が出る場合があります。令和6年度申告から、上場株式等に係る配当所得等や譲渡所得等において、所得税と町県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。また、町県民税の納税通知書送達後は、課税方式の選択はできませんのでご注意ください。

申告する人	合計所得金額	受けられなくなる控除
本人	1,000万円超	→ 配偶者控除・配偶者特別控除
扶養家族 (主婦・主夫・ 学生・親など)	58万円超	→ (扶養している人の) 配偶者控除・扶養控除
	133万円超	→ (扶養している人の) 配偶者特別控除
★保険料等で 上がる可能性 のあるもの	国民健康保険税、介護保険料、 後期高齢者医療保険の負担割合、保育園の保育料 など	

## 小川町役場で受付できない方

- 青色申告の方
- 死亡した納税義務者の申告（準確定申告）をする方
- 退職所得の申告をする方
- 土地や建物、株式等を売った方や損失申告をする方
- 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- 2年目以降住宅借入金等特別控除を受ける方で、家屋に課された消費税率がわかる書類がない方
- 事業所得等のある方で、収支内訳書を作成していない方や作成の仕方がわからない方
- 雑損控除（災害、盗難又は横領等の損害が対象）を受ける方
- 確定申告の更正（過年分の申告の修正）をする方
- 税務署やe-Taxで申告をした方の訂正申告

4ページ東松山税務署からのお知らせをご覧ください。 問合せ 東松山税務署 22-0990

## 申告に必要な主なもの

個人番号確認書類 (マイナンバーカード、通知カード等…扶養親族や事業専従者の方の分も必要です)

本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、障害者手帳等)

税務署から送付された申告関係書類：お知らせハガキ、プレ印字申告書、ID・パスワード、納付書等

### 【収入金額の内容がわかるもの】

給与・公的年金の源泉徴収票（※少額の給与や企業年金連合会等の少額の公的年金の源泉徴収票含む）

支払調書等（※報酬を得るためにかかった経費があればまとめてきてください。）

収支内訳書(事業所得や太陽光発電売電収入等がある場合) ※必ず作成してお越しください。

### 【医療費控除を申告する方】

医療費控除の明細書 ※必ず作成してお越しください。

(支払った医療費と補填された金額（高額療養費や入院費給付金等）を集計し、明細書を作成してください。)

### 【社会保険・生命保険・地震保険料（旧長期損害保険料）控除を申告する方】

支払った各種控除証明書または領収書

### 【障害者控除を申告する方】

対象者の障害者手帳や特別障害認定通知書

(特別障害認定通知書については介護保険担当（パトリアおがわ 74-2323）へ事前に確認をお願いします。)

### 【寄附金控除を申告する方】

寄附した団体等から交付された寄附金の受領証または寄附金控除に関する証明書

### 【住宅借入金等特別控除を申告する方】※2年目以降の方

年末残高等証明書

住宅借入金等特別控除額の計算明細書 または 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

※家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課された消費税率がわかるもの

### 【その他】

確定申告で所得税が還付になる方は、通帳等の振込先口座（申告者の名義のもの）がわかるもの

## 東松山税務署からのお知らせ

○確定申告は、自宅からのe-Tax・スマホ申告が便利です。申告会場に出向かず、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を用いて、自宅から確定申告ができますのでe-Taxをご利用ください。

### ○会場・期間・時間

会場	東松山市民文化センター（所在地：東松山市六軒町5番地2）
期間	令和8年2月16日（月）～3月16日（月）（土、日及び祝日を除く）
時間	相談受付：午前9時～午後4時

※入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※確定申告会場では記載済申告書の提出はできませんので、東松山税務署庁舎へご持参ください。

※確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としております。マイナンバーカードと併せてパスワード（①署名用電子証明書用（英数字6～16文字）、②利用者証明用電子証明書用（数字4桁））が分かるようにしてお越しください。

※令和7年1月以降、確定申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。提出年月日は、自身で記録・管理をお願いします。

### 問合せ

#### 小川町役場税務課 住民税担当

〒355-0392 小川町大字大塚55

0493-72-1221（内線131～133）

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

#### 国税相談専用ダイヤル

0570-00-5901

（自動音声案内「0」を選択）

受付時間 午前8時30分～午後5時00分

